

岩手県告示第 475 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人福祉施設

名 称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
特別養護老人ホーム 平安荘	下閉伊郡山田町船越第 6 地割 144 番地 8	下閉伊郡山田町山田第 16 地割 9 番地 10	平成 19 年 4 月 1 日